

日医発第591号（保108）
平成29年9月14日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成29年8月23日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E2 2件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成29年9月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌11月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平29. 8. 31 保医発0831第2号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0831第2号
平成29年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）を下記のとおり改正し、平成29年9月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-7中「インベーター法」を「インベーター法又はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014(17)中「又はCLEIA法」を「、CLEIA法又はラテックス免疫比濁法」に改める。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 6 - 7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、<u>インベーター法又はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算出する。</u></p> <p>D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(16) (略) (17) 「27」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法、<u>CLEIA法又はラテックス免疫比濁法</u>により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。 (18)～(27) (略)</p>	<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 6 - 7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、<u>インベーター法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p> <p>D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(16) (略) (17) 「27」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法又は<u>CLEIA法</u>により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。 (18)～(27) (略)</p>

新たに保険適用が認められた検査

平成 29 年 8 月 31 日 保医発 0831 第 2 号（平成 29 年 9 月 1 日適用）

No.1

測定項目	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA）
販売名	ネフロスカラー・MPO-ANCA(LA) （ニプロ株式会社）
区分	E2（新方法）
測定方法	ラテックス免疫比濁法
主な測定目的	血清又は血漿中の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA）の測定（本品は、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察に有用である。）
準用点数	D014 自己抗体検査 27 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体（MPO-ANCA） 276 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(16) (略) (17) 「27」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、 ELISA法、 <u>CLEIA法又はラテックス免疫比濁法</u> により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。 (18)～(27) (略)

No.2

測定項目	UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型
販売名	ジーンシリコンDNAチップキットUGT1A1 (株式会社エイアンドティー)
区分	E2 (新方法)
測定方法	PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法
主な測定目的	塩酸イリノテカン投与対象となる患者のUDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 UGT1A1*28及びUGT1A1*6を測定し、塩酸イリノテカン投与後の副作用発現の危険性を予測する。
準用点数	D006-7 UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型 2,100 点
関連する留意事項の改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。(変更箇所下線部)</p> <p>第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーター法又はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算出する。</p>

(日本医師会医療保険課)